官」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項から第三項まで」に、「異議申立書」を「再調査の請求書」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、「国税不服審判所長」の下に「若しくは国税庁長官」を加え、「はじめ」を「初め」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　国税に関する法律に基づく処分（再調査の請求をすることができる処分に限る。次項において同じ。）をした行政機関が、誤つて再調査の請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、国税不服審判所長に審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、国税不服審判所長は、速やかに、審査請求書を再調査の請求をすべき行政機関に送付しなければならない。ただし、第九十三条第三項（答弁書の提出等）の規定により審査請求人に答弁書を送付した後においては、この限りでない。

3　国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、誤つて審査請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合であつて、再調査の請求人から申立てがあつたときは、当該税務署長、国税局長又は税関長は、速やかに、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならない。

4　前二項の規定により審査請求書又は再調査の請求書等の送付を受けた行政機関又は国税不服審判所長は、速やかに、その旨を不服申立人及び参加人に通知しなければならない。

（国税庁長官に対する審査請求書の提出等）

第百十三条の二　第七十五条第一項第二号又は第二項（第二号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第十九条第二項（審査請求書の提出）の規定の適用については、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「、住所又は居所及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第三項に規定する番号（当該番号を有しない者にあつては、その氏名又は名称及び住所又は居所）」とする。

2　第七十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求は、当該審査請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、審査請求人は、当該税務署長に審査請求書を提出してするものとする。

3　前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、審査請求書を国税庁長官に送付しなければならない。

4　第二項の場合における審査請求期間の計算については、同項の税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

5　国税庁長官は、第七十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければならない。

第百十五条第一項中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改め、「異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることもできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては」及び「それぞれ」を削り、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「異議申立て（国税庁長官に対してされたものに限る。）又は」を「国税不服審判所長又は国税庁長官に対してされたものに限る。）又は」を削り、同項第三号中「異議申立てについての決定又は」を削り、「その決定又は」を「その」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議決定書」を「再調査決定書」に改める。

（所得税法等の一部改正）

第百条　次に掲げる法律の規定中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

一　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十九条

二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十九条

三　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十四条

四　地価税法（平成三年法律第六十九号）第十四条

（通関業法の一部改正）

第百一条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(2)中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百二条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削る。

（自動車重量税法の一部改正）

第百三条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「第七十五条第一項第五号」を「第七十五条第一項第三号」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第百四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表国税通則法の項中

第七十五条第四項第一号	所得税法	所得税法、特別措置法第二十条第二項（青色申告）
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	所得税	所得税、復興特別所得税

を

第八十五条第一項及び第八十六条第一項	所得税	所得税、復興特別所得税

に改める。

第六十三条第一項の表国税通則法の項中「（以下「特別措置法」という。）」を削り、

第七十五条第一項第一号		第八十五条第一項及び第八十六条第一項	地方法人税

を

第八十五条第一項及び第八十六条第一項	地方法人税

に改める。

第四　若しくは法人税法、法人税法若しくは特別措置法第五十八条第二項（青色申告）

同法	法人税法	
地方法人税	地方法人税、復興特別法人税	

を

第一十六　地方法人税	地方法人税、復興特別法人税

に改める。

第八章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第百五条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条中「がした」を「がする」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。